

令和6年度 第2回 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 会議録	
日 時	令和6年9月13日（金）14時00分～16時45分
開 催 場 所	戸塚区役所 8階中会議室2
出 席 者	委員：齋藤真哉委員長、原悦子委員、山口直也委員、黒石匡昭委員 事業所管課：市民局地域施設課 大益課長、日下野係長、ほか 事務局：政策経営局共創推進課 高岡課長、巽係長、ほか
欠 席 者	芦谷典子委員
開 催 形 態	非公開
次 第	1 議事 (1) 横浜市PFI事業進捗状況等（令和5年度分）の確認について（審議） (2) その他（戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業の事業手法効果検証に向けた概要説明及び現地視察等）
議 事 概 要 (要 旨)	<p>【会議の成立、委員会の運営について】</p> <p>委員出席数が過半数の定足数を満たし会議が成立していることを確認した。</p> <p>また、委員会については委員事前承諾のうえ「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第9条第1項及び第2項に基づき非公開とし、会議における調査審議の経過及び結果は公表することを確認した。</p> <p>【(1) 横浜市PFI事業進捗状況等（令和5年度分）の確認について（審議）】</p> <p>【委員】</p> <p>質問が2点ある。横浜市南部汚泥資源化センターや下水汚泥燃料化事業（以下、「南部事業」という。）と、横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業（以下、「北部事業」という。）であるが、1点目として令和5年度の業務実施報告では、南部事業は燃料化物の製造量が記載されていることに対し、北部事業は改良土と燃料化物を製造していると思うが、この実績値について調書に記載がない。改良土や燃料化物を有効活用することで、CO₂の削減効果にも寄与しているものと考えられるので、改良土と燃料化物の製造量については、計画値に対しての実績値をしっかりと整理しておく事が必要である。</p> <p>2点目として、南部事業については汚泥受入量が計画値を若干上回っているにもかかわらず、燃料化物の製造量は計画値を下回っている。これは、汚泥受入量は脱水・乾燥前のもので水分量が多いが、下水のエネルギー量が低かったため、燃料化物の製造量としては減少したものと推察するが、燃料化物の製造量が計画値を下回った原因について、事業者へ確認をしていただきたい。燃料化物の製造量が昨年度、今年度ともにさほど変わらないということであれば、ただ毎年計画値を下回っているという結果で終わってしまうため、計画値を下回っている原因を整理したうえで、計画値の設定について精査する必要があると考える。</p> <p>【事務局】</p> <p>北部事業における改良土と燃料化物の製造量に関する計画値と実績値について</p>

は、事業所管課に確認のうえ、後日報告させていただく。

南部事業の燃料化物については、製造量の実績値が計画値を下回っていることの原因に関し、汚泥中に含まれる有機物の量によって燃料化物の製造量が変化するという状況がある。令和4年度と令和5年度の実績値の比較において、令和5年度は雨が少なく、汚泥中に燃料過程で揮発してしまう有機物の量が多かったため、燃料化物の製造量が減少したと考えられると事業所管課から報告を受けているが、ご指摘については、前年度との比較ではなく、計画値と実績値との比較による原因分析がなされているか、という視点であるか。

【委員】

そのとおりである。汚泥受入量と燃料化物の製造量は連動しているため、目標を達成している場合には順調に事業が実施されているということで良いが、目標を達成していない場合には、その理由についてしっかりと分析したうえで、その結果を調書にも記載する必要がある。

【事務局】

事業所管課と調整のうえ、対応させていただく。

【委員】

確認調書の誤記修正については、単なる集計間違いがあったといったことではなく、事務局には何故そのような集計間違いが起こったのかという原因の追究を行って欲しい。単なる間違いがあったということで終わらせるのではなく、そのような間違いが生じた背景まで原因究明を行い、些細な事であっても間違いを起こさないように対策することが身内の牽制機能として大切である。ただ間違いがあったという報告では足りないと感じた。

【事務局】

ご意見をふまえ、確認していきたい。

【委員長】

確かに、調書の数値修正の理由について、調書作成時の記載ミスはあり得ると思うが、正しい数値とまったく異なる数値であるため、当初なぜこの数値としたのか不明である。何か特段の理由があるのか。

【事務局】

単純に人為的な算出ミスであるということで報告を受けている。

【委員】

南部事業については、今年度の調書における記載ミスと、昨年度の調書における記載ミスとで誤りがあった原因は同じであるのか、別の原因があるのか。

	<p>【事務局】</p> <p>昨年度の調書における記載ミスは単純に計算上のミスであり、今年度の調書における記載ミスは、人事異動により新しい事業担当者が調書を作成したことで、結果的に昨年度までの計画値をふまえた計算がなされなかつことによる記載ミスである。人の入替時によるミスの発生リスクについては、昨年度より委員会から指摘を受けていながら、今回もこのような結果となり申し訳ない。事務局としても、人事異動時等に徹底して事業の引継ぎが行われるように事業所管課への確認を行っていく。</p>
	<p>【委員長】</p> <p>事情は承知した。調書を作成する事業所管課は調書上の数値についてしっかりと精査のうえ記載を行うとともに、事務局もその数値の整合性について徹底して確認を行って貰いたい。</p>
	<p>【事務局】</p> <p>承知した。</p>
	<p>【委員】</p> <p>上郷・森の家改修運営事業については、市としてかなり踏み込んでモニタリングの体制を見直したということはよく分かったが、実際のところはどうか。要求水準未達事項の発生前後で現場の雰囲気や市の状況に変化があったか。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>大幅に変化があったと感じている。これまで、ＳＰＣの中でも業務分担があるため、例えば、アレルギーの有無に関する情報が施設予約を行うフロント担当には伝わっていたが、キッチンスタッフには伝わっていないなど、業務担当ごとで情報が分断されるようケースが見られたが、現在は団結力も強まり、業務分担にかかわらず一丸となって対応しており、改善に向かっていることが見てとれる。</p>
	<p>【委員】</p> <p>改善に向かっているということで、大変良かった。この事業だけでなく、今は様々な分野で同様の問題が頻発している。マネージャーや管理者がひとりで何人分もの業務をこなすことで上手く運営ができていたところ、コロナウイルス感染症の流行を受けて離職したことにより、残されたスタッフは自分の業務しか見えておらず、分断的な実施体制によって問題が生じる。だからこそ昨年度の委員会において、市にはもっと踏み込んで現場の意識改革や、必要に応じてはスタッフの入れ替えなども考える必要がある、と指摘をしたところである。今回、スタッフの入れ替えは行ったのか。</p>

	<p>【事業所管課】</p> <p>結果的に、設備に関する知識レベルが高いスタッフに入れ替えがあった業務もあるが、基本的なレベルから少しレベルを上げながら、全体としてはモニタリングのチェック体制を強化することで対応している。</p> <p>【委員】</p> <p>そのような方法で、良い方向に意識改革が出来たのは素晴らしいことである。要求水準未達事項の発生はあったが、その結果をふまえて、しっかりと改善がなされた好事例だと考える。</p> <p>【委員長】</p> <p>ただいまの委員のご意見のとおり、改善に向かって現場が変わっているということで大変安心した。1点、コロナウイルス感染症の第5類移行後についても、売上がりがそれほど回復していないところが気にかかる。社会情勢をふまえると、もう少し急な回復傾向にあってもおかしくないと思うが、回復が伸び悩んでいる状況について原因分析は行っているか。</p> <p>【事業所管課】</p> <p>もともと当該施設については、小学校の体験学習が主たる利用であるため、この利用枠を大きく伸ばしていくことは難しい。また、キャンプやバーベキューなどのアウトドア用途については、コロナウイルス感染症の流行時の方が需要が高い傾向にあり、現在は需要が落ち着いてきている。上郷・森の家だけに限らず、世の中のアウトドアの需要全体も下火傾向であると感じている。</p> <p>【委員長】</p> <p>アウトドアの需要が下火傾向にあるのは事実であると思うが、それ以外の施設の有効利用については検討の余地があると考える。これら努力はすでに実施されていることを前提としつつ、売上がりが回復してこない理由は何だと考えるか。人が多人数で出歩ける方向に社会環境が変化してきているなか、売上の伸びが低いことについては気になる部分である。</p> <p>【事業所管課】</p> <p>売上高という点では思うように伸びていないかもしれないが、頻繁に現場確認を行っている感覚としては、学生やサークルなどの施設利用がコンスタントにあり、利用者が増えていると実感している。</p> <p>【委員長】</p> <p>承知した。原因分析を深め、より多くの市民の方に利用していただけるよう、事業を進めて貰いたい。</p>
--	--

	<p>【事業所管課】</p> <p>承知した。</p> <p>【委員】</p> <p>S P Cを組成していない事業において、先ほどの事務局からの説明によると会社法の非公開企業である構成企業については、監査報告書を調書に掲載しない扱いとしたいということであったが、その趣旨を再確認したい。</p> <p>【事務局】</p> <p>これまで事業の安定性・継続性の確認という観点から、企業の経営状況についても委員会でご確認をいただいているところであるが、事業所管課からの報告によると、昨年度に構成会社の1社が会社法の非公開会社となつたため、調書には監査報告書の掲載を控えて非公開としたい、という意向であった。</p> <p>【委員】</p> <p>監査報告書は法定事項ではあるが、上場企業のように一般公衆の縦覧には供さない資料であり、株主や債権者にのみ公開されている資料であるため、非公開情報であることは理解できる。ただ、ほか事業のS P Cについても非公開会社であるという状況をふまえ、市としてどのように開示条件を整理しているのか確認したい。非公開情報であるから開示しないということではなく、そのような状況を鑑み、当局としてしっかりと確認を行ったことについては、調書に記載をした方が良いのではないか。S P Cは事業を実施するために組成された事業体であるから、監査報告書や財務諸表についても公開し、事業の透明性を確保するということについては、厳しいガバナンス体制が取られており良い事だと思うが、S P Cを組成していない事業については、非公開情報だから開示しないというだけでは甘い。</p> <p>構成企業の財務状況に関しては、事業の実績数値のうち、P F I事業の占める部分がわずかであるにもかかわらず、P F I事業以外の数値まで一般公衆に晒されるのは問題がある、という企業側の懸念点も理解できるため、これらを鑑み、監査報告の内容についてはしっかりと当局で確認している旨を調書に記載しておくことが良いと考える。</p> <p>【委員長】</p> <p>ただいま委員よりご指摘があった件であるが、非公開会社の決算報告は、極めて要約された財務情報のみを公表すれば良いことになっており、情報自体を全く公表しないということではない。本件は、財務諸表ではなく監査報告書を非公開したい、という意向であるのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>事業所管課からは、監査役の監査報告書は非公開とし、独立監査法人の監査報告書は公開できると聞いている。</p>
--	--

【委員長】

監査については、会計監査と業務監査が一体化されているはずである。社内監査役はこの道のスペシャリストではない可能性が高く、会計監査に関しては外部監査に依存しているという実態があるため、監査役と独立監査人（法人）のふたつの監査報告書が一体化することで、しっかりと監査されていると言える。これをふまえると、監査役の監査報告書は非公開とし、独立監査人（法人）の監査報告書は公開しても良いとする理由が不明である。

会社法にあっては、非公開会社だからと言って財務情報を一切公開しなくて良いという定めにはなっておらず、最低限の要約された財務情報を公開することと定められており、これを決算公告と言う。決算公告の方法は官報への掲載や、企業のホームページで公開するなど様々あるが、会社法上、要約された財務情報を公開する義務があるため、株主にしか情報を公開できないとするのは前提が異なる。ただ、監査報告書に関しては、公開しなければならないという定めはなかったように思う。とは言え、PFI事業以外の事業の割合が大半を占めているということから、公開に難色を示しているのかもしれないが、公共事業を担っている事業者であることをふまえると、非公開会社ということだけで非公開とするのはいかがなものか。

【委員】

SPCを組成していない事業の構成企業についても他事業とつじつまを合わせるとなると、PFI事業の部分を抜き出した財務諸表を作成し、その内容についての監査結果を委員会に提出いただくことになると思うが、事業者にとっては監査コストが増えてしまう面がある。

【委員長】

財務諸表の作成や監査コストの増について事業者が難色を示すことは想像に難くないが、公共事業の担い手として、それだけの責任があるということをふまえた議論も必要である。

【委員】

他事業の確認状況をふまえると、ご指摘のとおりだと考える。

【委員長】

他事業では、事業の安定性・継続性の確認を行うという観点から、PFI事業の経営状況が確認できる財務諸表の提出をお願いしているところである。委員会として、SPCを組成していない事業についても同様にPFI事業の部分を抜き出した財務諸表等で確認するのが然るべきではないか。

【委員】

資料の公表方法について、再度確認したい。

【事務局】

委員会よりいただいた答申及び会議録と合わせて、ご確認をいただいた調書と調書の要約版を市のホームページで公表している。当該事業は、ＳＰＣを組成しておらず、代表企業と構成企業で実施されている事業であるため、昨年度提出の調書には代表企業の財務諸表と監査報告書を添付するとともに、構成企業の経営についても問題ないことをご確認いただくため、構成企業の監査報告書を添付していた。

今回、構成企業の1社が非公開会社となったことを受け、委員会には今後も監査報告書を提出のうえ、しっかりとご確認をいただきたいと考えているが、公表用の調書には添付を控えたいという打診であった。

【委員】

前提の確認であるが、市が資料を公表する際にはどのような根拠に基づき、監査報告書を公表しているのか。

【事務局】

事業の実施状況を委員会でご確認いただくため、市は審議資料として調書を作成しており、この調書の添付資料のひとつが監査報告書である。もともと、調書は事業の透明性を確保することを目的に、答申や会議録と合わせて公表することを前提に作成している資料であるため、調書の添付資料である監査報告書についても合わせて公表している。

これまで本市のＳＰＣを組成していない事業については、代表企業1社のみで実施されている事業のみであり、当該事業のように代表企業と構成企業で実施される事業は初めてのケースである。委員会に事業進捗状況のご確認をいただくうえで、どの資料をお示しするのが適当であるのか、あらためてご意見を賜りたい。

【委員】

ＳＰＣを組成している事業については、ＰＦＩ事業そのものの財務状況を財務諸表や監査報告書で確認ができるが、ＳＰＣを組成していない事業については、財務諸表や監査報告書の内容のうちＰＦＩ事業以外の事業が大半を占めているため、ＰＦＩ事業に対する信頼性の説明資料としては寄与しづらいと考える。

【委員】

ＳＰＣを組成していないことにより、構成企業の経営はＰＦＩ事業とＰＦＩ事業以外の事業とが一体となって実施されている。例えば、ＰＦＩ事業と関係のない事業で失敗があった場合、構成企業の経営がマイナスになり、その結果としてＰＦＩ事業にも影響を及ぼす可能性があることをふまえると、構成企業の経営全体で問題がないことを確認するため、監査報告書の確認が必要だという趣旨は理解できる。

監査報告書は、モニタリングの一環として市に提出する資料としては必要だと考えるが、今回の議論は、この監査報告書を調書に添付し、公表とするか否かの取り扱いを決めたいということで良いか。

	<p>【事務局】 ご指摘のとおりである。</p> <p>【委員長】 監査報告書は会社の経営状況の良し悪しではなく、会計基準に照らして会計処理が適切に出来ているか否かを報告しているものである。このため、監査報告書においても問題があれば特記事項という形で記載があるとは思うが、経営状況の良し悪しの確認を行うという本来目的をふまえると、財務諸表を提出いただく方が理に適していると考えるが、いかがか。</p> <p>【委員】 委員長よりご指摘の点については、監査報告書に特記事項が記載されているか否かのチェックを行うことで、問題の有り無しについても一定程度の確認が出来るため、意義が見出せるものと感じる。ただ、代表企業については財務諸表の数値の信頼性の保証という意味で監査報告書の提出がされていることをふまえると、そもそも構成企業は財務諸表の添付がされていないため、代表企業と同じように扱うのは難しいのではないか。</p> <p>【委員長】 当該事業については、ＳＰＣを組成していないことで倒産隔離が担保されていない状態であるため、事業全体の経営状況を確認するためには、代表企業だけでなく、構成企業についてもまずは財務諸表を提出いただき、その数値の保証という意味で監査報告書も提出いただくべきではないか。</p> <p>【事務局】 代表企業については、調書に財務諸表と監査報告書を添付し委員会でご確認をいただき、構成企業についても委員会では監査報告書をご確認いただく、という方法では、企業として健全な経営がされているという確認に足りないということか。</p> <p>【委員長】 財務の健全性は、監査報告書では全く分からない。先にも申し上げたとおり、監査報告書は財務の健全性を保証しているのではなく、会計基準に照らして適切に会計がされているかを保証しているものである。これをふまえ、監査役の監査報告書にコンプライアンスの問題はないと示されていれば、会社が健全に経営されているということは判別できたとしても、財務状態までは判別できず、実際に財務状態が悪いということがあり得る。むしろ、財務状況の良し悪しを確認するのであれば、監査役ではなく会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査報告書を確認すべきであると考える。</p> <p>委員会に監査報告書を提出いただいているのは、実施中のＰＦＩ事業が安定して実施され、公共サービスが継続的にしっかりと提供されるかどうかを確認するため</p>
--	--

である。これをふまえ、代表企業が事業の全てをコントロールし、構成企業に問題が起きた場合には、問題の企業を入れ替えなどして対応していくことが前提であるならば、代表企業のみの財務諸表と監査報告書を確認することで良いという考え方もあるだろう。ただ、この場合、代表企業は構成企業の財務情報等を把握し、経営の安定性について確認をしていることが前提であると思うが、代表企業であっても、株主でない限りは構成企業に財務諸表等の提出を求める法的な権利が無いのではないか。

【委員】

事業契約上はどのような契約であったか。例えば、代表企業は本事業を適正かつ確実に実施するために、構成企業に何か問題が生じた場合にも一切の責任を負う、などの事業契約になっていたかどうかである。

【委員長】

本事業については、そのような趣旨の事業契約になっていた。

【委員】

それでは事業契約内容をふまえると、代表企業の経営状況をしっかりと確認しておけば、市としては構成企業に万が一問題が生じたとしても、代表企業の責任において事業が継続して実施されることになると言えるのではないか。

【委員長】

委員のご意見については承知した。一般的に、構成企業は中小企業であることが多く、PFI事業とPFI事業以外の事業ごとに財務諸表等を作成し、それに対する監査報告書を求めるとなると、企業の負担が大きいはずである。市の方針として、今後実施するPFI事業において、より市内の中小企業にも参画していただきたいということを想定した場合、この条件を必須とすると、参画が難しくなるケースが出てくるかもしれない。PFI事業の全体のシステムに致命的な影響を与える要素ではないため、あまり厳しくあり過ぎても良くない。このため、委員会では構成企業の監査役と会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査報告書について不正等が行われていないことを確認したうえで、調書には委員会で確認した旨の一文を添付し、監査報告書自体は添付しない対応とすることが、事業者にとって一番負担の少ない調整方法だと考える。

【委員】

財務状況に問題がないか否かについては委員会でも確認しているところであるが、委員会に提出された各事業の実績数値については、ある程度の信頼性が保証されている必要がある。ただいまの委員長のご意見のとおり、事業が適切に実施されているかについては監査報告書により最低限の確認が出来るが、あとは、実績数値の整合性の確認をどこまで行うか。このために委員会に提出いただく資料を増やす

	<p>などの手間をかけることで事業者の負担にも繋がるため、難しい論点ではある。</p> <p>【委員】</p> <p>「調書要約版1-2」には、事業の財務状況を評価するための実績数値が示されているが、代表企業欄の数値は代表企業単体の損益実績であるか。また、事業欄の数値は構成企業も含めたPFI事業の損益実績であるか。</p> <p>【事務局】</p> <p>代表企業欄の数値は、代表企業単体の損益実績であり、事業欄の数値は代表企業の事業実績からPFI事業分を抜き出した損益実績であるため、構成企業の実績は含まれていないと、事業所管課より報告を受けている。</p> <p>【委員長】</p> <p>ここまでのご意見をふまえると、SPCを組成していない事業の確認の方法としては、代表企業の実績だけでは事業の実態が掴みにくいため、やはり構成企業の実績についても同様の確認を行うことが考えられるが、中小企業にとってPFI事業とそれ以外の事業とで財務諸表を作成したうえ、それぞれに監査を行うのはかなりの負担に繋がることは先に申し上げたとおりである。</p> <p>そこで、事業契約に基づき、SPCを組成していない事業については、代表企業が責任をもって事業の全体を統括し、万が一、構成企業に問題が生じた場合には、代表企業の責任において構成企業の入れ替え等を調整していただくことを前提としたうえで、代表企業についてはこれまでと同様に、PFI事業とそれ以外の事業も含めた会社全体の財務諸表と、それら実績数値の確かさを保証するために、合わせて監査報告書も提出いただき、委員会において事業の健全性を確認する。</p> <p>また、PFI事業の透明性、客観性確保の観点をふまえ、代表企業の財務諸表及び監査報告書については調書に添付し、公表とする。</p> <p>そのうえで構成企業については、法令違反がないか、また財政上の急激な変化による運営リスクがないかについて委員会で確認を行うという意味で、監査役若しくは監査委員会又は監査等委員会による監査報告書のほか、会計監査人（公認会計士又は監査法人）を設置している場合には、会計監査人による監査報告書の両方を提出いただいたうえで、調書には委員会で確認した旨の一文を添付し、監査報告書の添付は行わず公表しないという方向で進めるのはいかがか。</p> <p>なお、今後SPCを組成せずに構成企業が複数参画する事業が出てくる可能性もあるが、その場合も同様の対応にて確認を行うということではいかがか。</p> <p>(委員一同、了承)</p> <p>【委員長】</p> <p>ご意見も出揃ったようなので、これまでのご意見を集約すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部事業については、改良土と燃料化物の製造量の計画値及び実績値を整理し、調
--	--

	<p>書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部事業については、計画値と実績値とを比較して汚泥受入量が増加していることに対し、製造物の出荷量が減少していることについての原因分析が必要であること。また、原因分析をしっかりと行ったうえで、計画値と実績値にずれが生じた理由を調書に記載すること。 ・S P Cを組成していない事業の確認に関する委員会の決定事項として、代表企業については財務諸表並びに監査報告書を調書に添付し委員会に提出いただいたうえで、委員会での確認後に資料を公表する。また、構成企業については監査報告書の提出を求め、委員会で確認した旨の一文を調書に添付することとし、構成企業の監査報告書自体は公表しない方向で事務処理を行うこと。 <p>このようなことであった。</p> <p>このほか、調書等の数値の整合性については、しっかりと事業所管課と事務局とで精査・確認を行うことを前提に、委員会からの依頼事項にとどめるものとしたい。</p> <p>上郷・森の家改修運営事業については、実施体制が改善され、委員会としても安心したところである。今後は、売上高の増加を目指し、市民の方の利用がより一層広まるような工夫を検討していただきたい。</p> <p>以上、北部事業については改良土及び燃料化物の製造量について、また、南部事業については、計画値と実績値のずれが生じた理由について別途調書に記載することとし、答申の内容としては、概ね事業が順調に進捗していることを確認したという方向で良いと考えるが、いかがか。</p> <p>(委員一同、了承)</p> <p>【(2)その他（戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業の事業手法効果検証に向けた概要説明及び現地視察等）</p> <p>【委員】</p> <p>質問が3点ある。1点目として、実施報告書P.4「事業経過」において割賦金利の改定による変更契約が示されているが、本事業に関するリスク分担上、一定以上の金利の増減については市がリスクを負うという理解でよろしいか。</p> <p>【事業所管課】</p> <p>ご指摘のとおりである。ただ、この金利改定による契約変更については、当初契約では施設の設計及び建設費を入札時の提案金額としていたところ、「最終的な支払い金額は施設の引き渡し日の2営業日前の金利を用いて算出する」という事業契約に基づき金額を算出した結果、金額が確定したために行った変更契約である。</p> <p>【委員】</p> <p>承知した。そのような趣旨であれば、金利の改定ではなく、確定とするのが正し</p>
--	--

	<p>いと考える。</p> <p>【事業所管課】 ご指摘をふまえて、修正する。</p> <p>【委員】 2点目として、実施報告書P.9,10「運営業務の実績」における駐車場と第2自転車駐車場の運営実績についてであるが、駐車場については収入推移のみ示され、一方、第2自転車駐車場については利用状況推移が示されているが収入推移が示されていない。特に記載できない理由がないのであれば、区民文化センターの実績と同様に、収入推移と稼働率（利用状況）推移を両方示していただくことで、運営実績の状況をより分かりやすく整理できると考える。 3点目として、実施報告書P.13「事業終了を見据えた次期事業の検討」のなかで、脱炭素の視点というと太陽光発電の設置等が挙げられると思うが、次期事業においてはそのような対策を事業に組み込む検討をしているのか。また、先ほどの観察の限りにおいては、施設の劣化をあまり感じなかったが、大規模修繕のタイミングはどのように捉えているか。例えば、大規模修繕と合わせて施設の維持管理・運営も行う予定なのか、または大規模修繕は先送りとし、太陽光発電の設置工事などを単独で実施するのか、あるいは施設の運営だけを指定管理者制度により実施するのか等、いくつかの方法があると考えるが、現時点で何かイメージしている方法があれば、お聞かせ願いたい。</p> <p>【事業所管課】 現在具体的に想定しているものとして、脱炭素の観点から照明のLED化がある。これは、2027年度で区庁舎の照明を100%LED化するという市の方針があるため、この達成を目指して現在検討を進めている。大規模修繕についてはご指摘のとおり、施設が良好に管理されていることをふまえると、直近では施設を改修する必要性がなく、また施設の使い勝手においても特段の問題が生じていないため、現時点では想定していない状況である。</p> <p>【委員】 照明のLED化はどのタイミングで実施する予定か。</p> <p>【事業所管課】 現在のPFI事業契約が終了してから実施する予定である。</p> <p>【委員】 太陽光発電はどうか。</p>
--	---

	<p>【事業所管課】</p> <p>太陽光発電は現在も設置されているため、現状では増設等の予定はない。</p>
	<p>【委員】</p> <p>現在の太陽光発電の性能、通常使用している電力量に対する太陽光発電の割合が知りたい。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>毎月のモニタリングで数値を算出しているので、確認のうえご報告させていただく。</p>
	<p>【委員】</p> <p>照明のLED化の件については、実施報告書P.20「戸塚区役所へのヒアリング結果」の項目7に、「環境配慮のための照明のLED化など、社会情勢や時代の変化に応じた設備などの更新が難しいことが課題」とあるが、PF事业で実施しづらいのは、更新のタイミングが合わないといった事情であるか。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>PF事业を実施していない16区役所については、改修できるタイミングで順次工事を実施している最中であるが、瀬谷区と戸塚区はPF事业の事業期間内に市が個別で工事を実施しづらく、PF事业終了後に改修工事を実施したとしても2027年度のLED化目標を達成できることから、PF事业が終了するタイミングで改修工事を実施したいと考えている。</p>
	<p>【委員】</p> <p>PF事业中に市が工事をしづらい理由とは何か。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>2027年度のLED化目標がもっと前倒しであれば、事業者と協議のうえ事業期間中に改修工事を行うことも考えられたが、PF事业契約で実施するにしても、市が個別に実施するにしても協議や手続きに時間を要すること、また、リスク分担等の兼ね合いがあること等から、事業終了後に実施する方が合理的だと判断した。</p>
	<p>【委員】</p> <p>承知した。もう1点、食堂の稼働率については、他の施設と比較して目標値に達していない状況である。事業者からもそこが課題であるといった意見があるが、何か改善に向けた対策はあるのか。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行当初は、施設を閉めざるを得なかった状況では</p>

あつたが、だんだんと営業が可能となり、まずは平日の営業から再開し、続いて土曜日、今年度からは日曜日も営業を再開した。新型コロナウイルス流行前の状況に戻せるように、少しづつ工夫をしているが、社会全体の行動変容もあるため、そこにどう対応していくか現在模索中であると事業者から聞いている。

【委員】

実施報告書 P. 11, 12 「事業所管局の評価・意見」が総括されているが、この事業を PFI 方式で実施して良かった、VFM やサービス面でも行政が直営で実施するよりも良くなつた、と実感している部分は何か。

【事業所管課】

施設に不具合が生じた場合に、事業者にすぐ対応していただけるところが 1 番大きいメリットだと感じている。市直営の庁舎管理において不具合が生じた場合には、まずは見積りを徴収し、業者と契約したうえで対応を行うが、この手続き期間中は施設の不具合が継続されることになる。本事業では、中央管理をはじめとして、施設のメンテナンスに非常に目が行き届いており、区役所の職員が不具合箇所を指摘しなくとも、事業者が自動的に手直しをしてくれる体制が整っているため、職員は区の業務に専念できるということで、非常に助かっていると聞いている。

このほか、動線についても職員専用動線があるため、市民の方とバッティングせずにスムーズに移動できるところが良い施設配置であったと感じている。

【委員】

承知した。良かった部分というのは今ご説明いただいた部分なのだと思うが、性能発注という PFI 事業の特性をふまえると、要求水準で求めていない部分の捉え方、思惑が市と事業者とで異なつていて揉め事に繋がるケースがよくある。本事業においてその点はどうであったか。

【事業所管課】

本事業は比較的に性能発注というよりは仕様発注に近かつたため、あまりそのようななずれが生じなかつたのではないかと推察する。

【委員】

承知した。そのような経緯もふまえ、動線の配置や、迅速な不具合対応という部分について満足度が高いという評価であると理解した。

【委員長】

区民文化センターについては、これまで音楽系の利用に偏っている印象であったが、今回の視察により、演劇や作品展示など、市民の様々な文化活動に施設が利用されていることが分かり良かった。

また、利用者の利便性を鑑みると 3 階から 2 階へ下りるための動線については、

	<p>階段であった部分にエスカレーターが設置された事も大変良かった。</p> <p>このほか、レストランにおける現状の運営形態は、当初の運営形態から変更になったということか。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>当初はフルサービスで運営していたが、コロナウイルス感染症の流行を境に、収益が落ち込んだことに加えて人件費・材料費の高騰などがあり、経費削減に向けてセルフサービスの要素を取り入れたいと事業者から要望があったため、現在はセルフサービスとしている。ただ、高齢の方やセルフサービスであることを知らずに初めて来店される方に、サービスが行き届かないことでご不便をおかけしないよう、セルフサービスによる運営効果を検証しつつ、状況に応じてスタッフが配膳の手助けをするなど、事業者には柔軟な対応をお願いしているところである。</p>
	<p>【委員長】</p> <p>承知した。繰り返しになるが、先ほど委員よりご指摘があった、駐車場と第2自転車駐車場の運営実績については、それぞれ収入推移と稼働率推移をお示しいただきたい。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>承知した。</p>
	<p>【委員】</p> <p>施設整備に関する評価や施設の利用実績については、実施報告書の後段に実際の実績・評価が報告されているが、実施報告書P.6「イ定性的評価（ウ）維持管理・運営に関する事項」に示されている、レジデンスアーティスト契約による若手アーティストの育成、アートマネージャーの育成のためのプログラム実施など、文化芸術分野の人材育成の面について積極的に提案されていることが評価されていたところ、これに対する実際の実績・評価の報告が無い。提案時に評価していた内容については、実際の実績と照らして期待とおりであったのか、または期待を下回ったのか等の評価がされるべきである。また、その評価結果は、次期事業にどう繋げていくのかという検討要素のひとつだと思うので、この部分を整理し、実施報告書に記載をお願いしたい。</p>
	<p>【事業所管課】</p> <p>承知した。</p>
	<p>【委員長】</p> <p>実施報告書P.13「リスク分担」について、リスク分担に該当しない内容については協議を行ったうえでリスクの分担を行っているとあるが、表現が分かりづらいので少し修正をお願いしたい。また、リスク分担に該当しない内容というのが、事業</p>

	<p>契約書上で明記されていない内容ということであれば、具体的にどのような内容があつたのかお示しいただきたい。その内容が当初契約において盛り込んでおくべき内容であるならば、今後の市のPFI事業の契約にも活かせると考える。</p> <p>【事業所管課】 承知した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
議事資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会議 次第 (2) 委員会 運営要綱 (3) 委員名簿 (4) 質問文 (5) 本日のスケジュール (6) 資料1 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書 要約版 <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況・所管局による評価など ・財務状況推移 ・修繕費累計額 (7) 資料2 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書(13事業分) (8) 資料3 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業実施報告書